

議案第 1 1 4 号

北名古屋市議会委員会条例の一部改正について

北名古屋市議会委員会条例（平成 1 8 年北名古屋市条例第 1 5 3 号）の一部を別紙のとおり改正するものとする。

平成 2 7 年 1 1 月 2 4 日提出

提 出 者	北名古屋市議会議員	平 野 弘 康
	同 上	猶 木 義 郎
	同 上	大 原 久 直
	同 上	上 野 雅 美
賛 成 者	北名古屋市議会議員	神 田 薫
	同 上	桂 川 将 典
	同 上	間 宮 文 枝
	同 上	渡 邊 麻衣子
	同 上	黒 川 サキ子

提案理由

この案を提出するのは、議会における予算と決算の審査を一体的に行うとともに、議会運営の効率化を図り、併せて条文整理を行うため、本条例の一部を改める必要があるからである。

北名古屋市議会委員会条例の一部を改正する条例

北名古屋市議会委員会条例（平成18年北名古屋市条例第153号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「少なくとも一の常任委員」を「予算決算常任委員会の委員のほか、一の常任委員会の委員（以下「常任委員」という。）」に改め、同条第2項に次の1号を加える。

(4) 予算決算常任委員会 21人

ア 予算に関する事務

イ 決算に関する事務

第4条第2項中「議会運営委員」を「議会運営委員会の委員（以下「議会運営委員」という。）」に改める。

第6条第2項中「特別委員」を「特別委員会の委員（以下「特別委員」という。）」に改める。

附 則

この条例は、平成28年1月1日から施行する。